PC4年間安心保証サービスパック
ご利用規約

本利用規約は、お客さまとNECパーソナルコンピュータ株式会社（以下当社といいます。）との間の「PC4年間安心保証サービスパック」（以下本サービスといいます。）に関する条件を規定するものです。

1.定義

（1）「対象PC」とは、VALUESTAR、VALUESTAR G、LaVie、LaVie G、LaVie Ligeht、ValueOne、ValueOne Gシリーズ（新装整備品を含む）の当社製のパーソナルコンピュータ（以下当社製PC）とします。NEC Refreshed PC（再生パソコン）ならびに中古で購入されたパソコンは、対象となりませんので、予めご了承ください。なお、本サービスパック1パッケージにつきサービスを受けられる対象PCの台数は1台のみとします。

（2）対象PCの範囲は、当社製PC本体、本体付属のディスプレイおよび本体添付品となります。なお、次に定める機器は、対象PCに含まれないものとします。
①対象PC以外の本サービスの購入時に登録した型番および製造番号の当社製のVALUESTAR、VALUESTAR G、LaVie、LaVie G、ValueOne、ValueOne Gシリーズ。
②取扱説明書、バッテリ、記録媒体（フロッピーディスク、CD-ROMディスク、DVD-ROMディスク、Blu-rayディスク、SDメモリーカードなど）、乾電池などの消耗品。
③対象PCに同梱以外の周辺機器。
④ソフトウェアまたはデータ。

（3）「サービスパック」とは、日本電気株式会社が運営する「NEC Direct」などを通じて、本サービスをお客さまに提供するためのパッケージ商品をいいます。

（4）「故障」とは、対象PCに添付された取扱説明書や対象PC本体の添付ラベルなどの注意書きに記載されたお客さまの正常なご使用状態のもとで、対象PCの瑕疵によって生じたハードウェア障害をいいます。

（5）「天災による事故」とは、破損事故、火災事故（消防署発行の罹災証明書の提出が必要です。また当該事故による対象PC焼失の場合は除外となります）爆発事故、落雷事故、ひょう災事故、風災事故、雪災事故または水害事故などをいいます。ただし、地震や噴火に起因する場合は除きます。

（6）「不注意による事故」とは、落下や水こぼしなどによる急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

（7）「対象PCの購入金額」とは、VALUESTAR G、LaVie G、ValueOne GシリーズのNEC Directにおける対象PC購入金額（税込み）、もしくは本サービスパックをオプション購入（対象PCと別途購入）し、30日以内に申込いただく対象PC購入時の領収書（写し、NEC Directで購入された場合は納品書の写し）に記載の金額をいいます。

（8）「引取修理」とは、本サービス期間中、対象PCが故障した場合に当社または当社指定業者がお客さま所有の対象PCを無料で引き取り、本規約に従い故障箇所を修理し、修理後お客さまに送付する作業をいいます。ただし、対象PCの引き取りおよびお届けについてはお客さま宅玄関までとし、対象PCのセッティング等はお客さまの責任にて行うものとします。
（一部離島の地域では、当社指定宅配業者の所定の場所までの扱いとなります）

（9）「標準保証」とは、対象PCご購入日から2年目以降に、お客さまの正常なご使用状態のもとで、対象PCが故障時に無料にて引取修理する作業をいいます。当該修理作業により発生する部品交換料、修理技術料および輸送料などの費用を当社が負担するものとします。

（10）「特別保証」とは、本サービス開始から天災による事故や不注意による事故によって対象PCが破損または損傷した場合に、当社または当社指定業者がお客さま所有の対象PCを無料で引き取り、本規約「修理費限度額」に従い破損または損傷箇所を修理し、修理後お客さまに送付する作業をいいます。なお、破損または損傷の状態により修理困難であると当社が判断した場合、修理にかえて当社が指定する代替機と交換するものとします。

（11）「修理費限度額」とは、特別保証における修理において、保証年度により対象PCの経年変化による資産価値にあわせた無料修理による修理限度額をいいます。ただし、特別保証を複数回ご利用の場合、累計修理費が当該年度の修理費限度額を越えた時点で本サービスは自動的に終了とします。

（12）「代替機」とは修理不能な場合に、本規約に従い当該年度の修理費限度額の同価格品として、お客さまに提供する当社指定の当社製PCをいいます。

（13）「標準保証書」とは、対象PCに添付の「パーソナルコンピュータ保証書」をいいます。

（14）「本サービスパック保証書」とは、本サービスパックに同梱された「PC4年間安心保証書」をいいます。

2.本サービスの保証責任者および保証履行者

NECパーソナルコンピュータ株式会社　〒141－0032　東京都品川区大崎一丁目11－1（ゲートシティ大崎ウエストタワー）

3.本サービス窓口

（1）本サービスに関する登録方法・手続きに関するお問合せ窓口
NEC　121ware登録センター　〒143－8691 郵便事業株式会社 大森支店私書箱5号
TEL 0120-469-121（携帯・PHSでもご利用になれます）受付時間　9:00～17:00　月～金（祝日、弊社休業日およびシステムメンテナンス等の場合を除く）
※受付時間につきましては、変更になる場合があります。

（2）本サービス受付窓口（故障診断・修理受付）
121コンタクトセンター　TEL:0120-977-121（携帯・PHS　03-6670-6000）
※受付時間等につきましては、http://121ware.com/121cc/をご覧ください。

4.本サービスの登録申込

本サービスをご利用いただくには、以下に該当する方のみ本サービスパック到着後30日以内に登録申込が必要になります。
万一当該期間内に返送されなかった場合には、本サービスを受けられないことがありますので、ご注意ください。また当該期間内に関わらず対象PCの設置場所が変更になった場合は、すみやかに変更後の設置場所・設置日を当社121ware登録センターまでご連絡ください。

（1）本サービスパックを対象PCと同時に購入された方で、ご購入者とご利用者が異なる場合
ご購入者の方は、ご利用者の方に必要情報（ご購入者の ①お名前 ②121wareお客様登録番号 ③ご住所 ④ご連絡先）をご提示いただくよう、お願いいたします。
（2）本サービスパックをオプション購入（対象PCと別途購入）された場合
登録申込については、本サービスパックに同梱されている返信封筒に以下の3点を入れて、121ware登録センターまで送付願います。ご送付いただいた内容につき当社から確認する場合があります。
① 登録申込書のNEC送付用片（はじめにお読みくださいの2ページ目）
② 標準保証書の写し（対象PCに同梱されているパーソナルコンピュータ保証書）
③ 対象PC購入時の領収書の写し（対象PCの購入金額がわかるもの、NEC Directで購入された場合は納品書の写し）

5.本サービス内容

本サービスは、日本国内において本サービスの保証期間中に本規約に定める条件のもとにおいて、対象PCが故障した場合に行う引取修理、ならびに天災による事故もしくは不注意による事故などによって破損または損傷をした場合に行う引取修理を保証するサービスです。

6.本サービスの保証期間と保証年度区分

本サービスの保証期間と保証年度区分は、以下のとおりです。
保証期間については、本サービスパックと対象PCを同時に購入された場合、対象PC納品日から当該納品された月の4年後の応当月の末日までとなります。なお、販売店にて対象PCを購入された場合、対象PCの標準保証書に記載のお買い上げ日もしくは領収書などに記載のご購入日から4年後の応当月の末日までとなります。また、本サービスパックをオプション購入（対象PCと別途購入）された場合、本サービスパックのご注文成立日から対象PCのご購入または納品された月の3年後の応当月の末日までとなります。

保証年度区分	初年度	2年度	3年度	4年度
対象PCと同時購入	対象PC納品日より1年未満	対象PC納品日より 1年以上～2年未満	対象PC納品日より 2年以上～3年未満	対象PC納入日より 3年以上～4年目の月の末日
対象PCと別途購入	サービスパックご注文成立日～ 対象PC購入日または対象PC 納品日より1年未満	対象PC購入日または 対象PC納品日より 1年以上～2年未満	対象PC購入日または 対象PC納品日より 2年以上～3年未満	対象PC購入日または 対象PC納品日より3年以上～ 4年目の月の末日

7.本サービスの内容および条件

（1）次のいずれかの事由による場合に限り、本サービスの対象となります。
① 故障（対象PCに添付された取扱説明書や対象PC本体の添付ラベルなどの注意書きに記載されたお客さまの正常なご使用状態のもとで、対象PCの瑕疵によって生じたハードウェア障害）
② 天災による事故（破損事故、火災事故（消防署発行の罹災証明書の提出が必要です。また当該事故による対象PC焼失の場合は除外となります）、爆発事故、落雷事故、ひょう災事故、風災事故、雪災事故または水害事故などによるハードウェア障害または損害。ただし、地震や噴火に起因する場合は除きます）
③ 不注意による事故（落下や水こぼしなどによる急激かつ偶然な外因の事故によるハードウェア障害または損害）
（2）標準保証（故障の場合）、特別保証（事故による破損・損傷の場合）のいずれかを適用する判断については、以下の内容をふまえて、当社が決定致します。
① お客さまからの申告内容
② 当社または当社指定業者による修理品の外観確認、故障診断結果
（3）本サービスには、以下の費用が含まれております。なお、いかなる場合であっても現金による給付は致しません。
① 修理に伴う交換部品料
② 技術料
③ 引き取りおよびお届け時の輸送料
（4）次にあげる以下の費用は、本サービスには含まれておりませんので、有料となります。
① 出張修理費用
② 修理後のセットアップ費用
（5）特別保証による修理ができないと当社が判断した場合、または修理料金（特別保証を複数回ご利用の場合はその累計修理金額）が、当該年度修理費限度額を超える場合、当社の判断によりお客さまにご連絡のうえ以下の基準に従い、代替機として当社指定の当社製PCと交換させていただきます。

保証区分	障害要因	障害要因概要	保証年度別　修理費限度額			
			初年度	2年度	3年度	4年度
特別保証	天災による事故	破損事故、火災事故、爆発事故、落雷事故、 ひょう災事故、風災事故、雪災事故または水害事故など （地震や噴火に起因する場合は除く）	対象PC 購入金額の **100%**	対象PC 購入金額の **82%**	対象PC 購入金額の **64%**	対象PC 購入金額の **50%**
	不注意による事故	落下や水こぼしなどによる急激 かつ偶然な外因による事故				

（6）前号の代替機との交換において、「保証年度別　修理費限度額」に基づく代替機の交換ができない場合、お客さまが次のいずれかを選択できるものとし、対象期間中であってもこれにより本サービスは自動的に終了となります。また、お客さまが次のいずれも選択しない場合には、対象PCを現状のままお客さまに返却し、これにより本サービスは自動的に終了となります。なお、お客さまによる代替機の機種の指定はできません。
① 対象PCの修理費限度額の範囲内において修理を実施する。
② 提供可能な代替機の価格から本規約「修理費限度額」を差し引いた金額をお客さまが負担し交換する。

8.本サービスの対象外

（1）次の事由による場合は、本サービスの対象外となります。
① 対象PCの自然消耗、摩滅、経年変化による劣化、変質、腐敗、さび、むれ、変色などによる故障または損害。
② 使用上支障のない外観上のキズ、症状のでない不良など。
③ 液晶画面の画素欠けや画素の常時点灯または使用に伴う経年変化としてこれらの事象が生じる場合。
④ お客さままたは第三者の不適切な使用または取扱いにより生じた故障または損害。
⑤ 当社が定める対象PCの設置環境条件に反したことにより対象PCに生じた故障または損害。
⑥ ソフトウェアに起因する場合。
⑦ ウイルスなどによる機能障害。
⑧ 標準保証書による引取修理の対象となる場合。
⑨ 本サービスによる特別保証による修理費用の総額が対象PCの購入金額を超えた場合。
⑩ 長時間の連続使用などのご使用状態による故障または損害。
⑪ 対象PC以外の機器の故障または損害。
⑫ 対象PC以外の機器に起因する故障または損害。
⑬ 対象PCの改造などによる故障または損害。
⑭ 対象PCの仕様またはソフトウェアの仕様に起因する修理不可能な故障または損害。
⑮ 当社または当社指定業者以外に修理を申し込まれた場合。
⑯ お客さまのデータのバックアップ、セットアップ、設定または復旧作業。
⑰ 本サービスパックのPC4年間安心保証書（標準保証書付き）のご提示がない場合、または必要事項の記入がない場合あるいは字句を書き換えられた場合。
⑱ 盗難、紛失、置き忘れ、詐欺、横領などによる故障または損害。
⑲ 地震または噴火に起因する場合。
⑳ 対象PCの現物確認ができない場合。
㉑ 戦争、外国による武力行使、暴動、テロ行為などによる故障または損害。
㉒ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射能、爆発性その他の有害物質による事故に起因する故障または損害。
㉓ 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使に起因する故障または損害。
㉔ 日本国外で発生した故障または損害。
㉕ 車両または船舶などに搭載して使用された場合の故障または損害。
㉖ お客さまの故意または重過失による故障または損害。

9.標準保証書による引取修理との関係

標準保証書に記載されている保証期間中に生じた、保証規定内の故障については、標準保証書による引取修理が適用されるものとします。

10.本サービス（標準保証または特別保証）の利用方法

（1）本サービスパック保証書をご用意のうえ本サービス受付窓口（121コンタクトセンター「故障診断／修理受付窓口」）にお電話してください。
（2）故障診断により標準保証または特別保証の必要があると当社が判断した場合、当社指定の宅配業者が対象PCおよび本サービスパック保証書類（PC4年間安心保証書・納品書（対象PCがGシリーズの方のみ）など）を引き取り、修理完了後にお客さまにお届け致します。ただし、離島の一部地域では、引取修理による標準保証または特別保証がご利用できない場合がありますので、その場合には、本サービス受付窓口までご連絡ください。

11.本サービス（標準保証または特別保証）における注意事項

（1）修理の際に交換された部品などは、お客さまにご返却致しませんので、あらかじめご了承ください。また、修理の際に使用する部品などは、良好に動作する部品などとし、交換された部品などの一部は、当社にて再生利用する場合があります。
（2）標準保証または特別保証における対象PCの一時的な代替機の提供またはレンタルなどは行っておりません。
（3）ハードディスクの交換、初期インストール作業に伴い、ハードディスクなどの記憶装置に記憶されたデータ・内容はすべて消去されます。ハードディスクなどの記憶装置に記憶されたデータ・内容の変化、消失などにつきましては、いかなる場合も保証致しかねますので、お客さまの責任において事前にバックアップをお取りください。
（4）本サービスの対象にならない機器または記録メディアの記録媒体などは対象PCから取り外してください。これらが対象PCに接続または付加された状態で対象PCの引取修理のためにお預かりした場合、お客さまはこれらに対するすべての権利を放棄したものとさせていただきます。ただし、当社がこれらの接続または付加を要望した場合はこの限りではありません。
（5）お客さまご自身が貼られたラベル類や、お客さまにより行われた塗装・刻印などについては、外観部品（カバーなど）の交換を要する修理において、元の状態への復旧は致しかねます。あらかじめご了承ください。

（6）交換用部品のみの提供は一切致しません。
（7）次にあげる費用は、本サービスの保証期間中であってもお客さまの負担となります。
① 離島または離島に準ずる遠隔地への対象PCを引き取りまたはお届けを行う場合にかかる費用。
② お客さまの申し入れにより、出張修理を行う場合の出張料金。
③ 本サービスの対象外となる修理作業にかかる費用。
④ 電力料。
⑤ 通信料。
⑥ 記録媒体その他の消耗品。
⑦ ウイルスなどの駆除。

12.再委託

当社は、自己の費用と責任において、本サービスの全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

13.個人情報

（1）当社は、お客さまの個人情報（お客さま個人を識別しうる情報のことをいいます。）を適切に保護することが当社の社会的責務と考え、本サービスの運用に係わり取得するお客さまの個人情報をお客さまとの本サービスの責任を果たす目的（対象PCの修理）、より良い商品およびサービスの品質向上、修理に関するアフターケアコールサービス（電話による修理後の機器状況の確認）、アンケート調査等に利用させていただきます。
（2）当社は、正当な理由のあるとき、または次の各号に該当するときを除き、お客さまの個人情報を第三者に提供致しません。
① お客さまの同意がある場合。
② お客さまが契約条件として指定する決済手段の有効性について金融機関などに確認する場合。
③ 個人情報をお客さま個人の識別ができない統計データなどの二次的データとして開示する場合。
④ その他前項の目的のために必要な範囲内で、当社の業務委託先、提携先または関連業務の承継先に開示する場合。
⑤ 法令などにより要求された場合。
（3）当社は、お客さまからご提供いただいた個人情報を、本サービス履行の目的のために必要な範囲内で業務委託先に開示する場合があります。
（4）当社は、お客さまからご提供いただいた個人情報を第三者に提供する場合は、特段の事情のない限り、契約による義務付けの方法などにより、その第三者からの漏洩・再提供の防止などを図ります。
（5）お客さまが提供された個人情報の確認、修正などにつき不明な点がある場合は、当社の対応窓口（121ware登録センター）までご連絡いただければ、合理的な範囲で対応致します。
（6）当社は、お客さまの個人情報の保護に関係する日本の法令その他の規範を遵守するものとします。

14.その他

（1）本サービスの本サービスパック保証書類は、万一紛失された場合であっても原則として再発行できませんので、大切に保管願います。
（2）本サービスは、本規約に従って対象PCの引取修理を実施するものであり、対象PCの使用不能による損害の補償や本サービスに起因する損害の賠償（逸失利益を含む）など本規約に定めのない給付は一切致しません。
（3）お客さまは、本サービスに定める地位もしくは権利を第三者に譲渡、質入れまたは担保提供などの行為を行うことはできません。
（4）対象PCの引取修理時における修理箇所、年月日、修理者名などにつきましては、引取修理完了後お客さまにお渡しする納品書兼ご報告書に記載致します。
（5）本サービスによる保証のほかに、販売店はお客さまに対して瑕疵担保責任などの法律上の責任を負っており、本サービスの保証書の発行によって、こうした販売店の責任を軽減したり免除したりといった影響を及ぼすものではありません。

15.本サービスの終了

（1）次の場合、本サービスは、自動的に終了するものとします。
① 本サービス期間を過ぎた場合。
② 対象PCをお客さま以外の第三者に譲渡したとき。
③ 対象PC購入日に対象PCが盗難、火災などにより消滅したとき。
④ お客さまおよび第三者が対象PCの不当な改造をした場合。
⑤ 第7項により対象PCの代替機と交換した場合。
⑥ 第7項により代替機の交換ができない場合に対象PCを現状のままお客さまに返却したとき。
⑦ 第7項により特別保証による修理料金（特別保証を複数回におけるご利用の場合はその累計修理金額）が購入金額を超えた場合。
（2）本サービスが解除または終了した場合であっても、本サービスパックの購入に支払われた費用などは一切返金致しません。

16.本規約の変更

当社は、一定の予告期をもって当社所定の方法によりお客さまに通知することで、本規約を変更することができるものとします。

17.合意管轄

本サービスに関し、お客さまと当社の間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上